

事業者の皆様へ

令和7年度 償却資産申告のお知らせ

市税につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

さて、償却資産(固定資産税)の申告の時期が近づいてまいりましたので、ご案内いたします。行方市内に事業用として所有されている償却資産について、申告期限までに申告書をご提出くださいますようお願いいたします。

申告期限

令和7年1月31日(金)

期限間近になりますと窓口が混雑しますので、お早めの提出にご協力をお願いいたします。

申告対象

令和7年1月1日時点で、事業を運営するために行方市内に所有している資産
個人または法人で事業(工場や小売業、飲食店等)をされている方で、令和7年1月1日現在、土地及び家屋以外の事業用資産を行方市内に所有されている方が対象です。

提出先

行方市役所 総務部 税務課 資産税グループ

住 所: 〒311-3892 茨城県行方市麻生 1561-9(麻生庁舎 別棟)

※北浦・玉造庁舎は総合窓口にて受付

電 話: 0299-72-0811

受付時間: 8:30~17:15 ※土日祝・年末年始 12/29~1/3 を除く

提出書類

令和7年1月1日現在の状況を、あてはまる○印の書類にてご提出下さい。

申告区分		はじめての申告		前年までに申告された方			
令和7年1月1日現在の状況		資産あり	資産なし	増加資産あり	減少資産あり	増加減少なし	該当資産なし
償却資産申告書		○	○	○	○	○	○
種類別 明細書	全資産・ 増加資産用	○	—	○	—	—	—
	減少資産用	—	—	—	○	—	—

※「償却資産申告書」「種類別明細書」は、各庁舎総合窓口や税務課にて配布をしております。

また、行方市ホームページからもダウンロードできます。

URL : <https://www.city.namegata.ibaraki.jp>

■ 郵送による申告について

申告書を郵送で提出される方で受付押印後の控えが必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。なお、同封されていない場合は控えを返送しませんので、あらかじめご了承ください。

■ インターネットによる電子申告について

eLTAX を利用してインターネットによる申告もご利用いただけます。

詳しくは、「eLTAX」ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。

TEL 0570-081459(ハイシンココ)(つながらない場合は:TEL 03-5521-0019)

■ 償却資産の種類と具体例

資産の種類		内容	
第1種	構 築 物	土地に土着した土木設備	広告塔、門、外灯、構内舗装(駐車場の舗装路面も含む)、煙突、ゴルフ練習場設備、独立キャノピー(庇) 等
		建物附属設備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備 等
	建物附属設備	建物の所有者と異なる者(テナント等)が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備 等
第2種	機 械 及 び 装 置	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他部品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置 等
		土木建設機械	建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「00」～「09」、「000～099」のもの)、ブルドーザー、パワーショベル 等
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤 等
		搬送設備	クレーン、コンベアー 等
		その他設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、太陽光発電設備 等
第3種	船 舶	モーターボート 等	
第4種	航 空 機	ヘリコプター 等	
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの(ナンバープレートを取得している場合は分類番号が「90」～「99」、「900」～「999」のもの)ショベルローダー、構内運搬具、自転車、被けん引車 等 ※ 自動車税・軽自動車税の課税客体となる車両は該当しません	
第6種	工 具・器 具 及 び 備 品	机、いす、キャビネット、金庫、パソコン、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容または美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具 等	

※課税標準額の合計が 150 万円に満たない場合は、課税されません。

※税額は、課税標準額 × 税率(1.4%)により求めます。

※償却資産に関する詳細については、行方市ホームページにてご確認ください。